

令和元年 10 月 15 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

令和元年台風第 19 号に伴う災害により被災した要援護高齢者・要介護高齢者等への対応
および被災者に係る被保険者証の提示等について

令和元年台風第 19 号に伴う災害の発生に伴い、厚生労働省より、各都道府県介護保険主管課宛として、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行うなど適切な支援についてご配慮いただきたい旨の事務連絡が発出されました。

また、令和元年台風第 19 号に伴う災害により、別添のとおり、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

併せて、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認

定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和元年10月に発生した台風19号により被災した要援護高齢者等への対応について
(令元.10.13 事務連絡 厚生労働省老健局振興課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県介護保険担当主管部(局)宛)
(令元.10.13 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について(各都道府県介護保険担当主管部(局)宛)
(令元.10.13 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について(静岡県健康福祉部宛)
(令元.10.15 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について(各都道府県介護保険担当主管部(局)宛) ※静岡県一部地域追加文書
(令元.10.15 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について(各都道府県介護保険担当主管部(局)宛)
(令元.10.13 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- ・令和元年台風第19号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について(各都道府県介護保険担当主管部(局)宛) ※静岡県一部地域追加文書
(令元.10.15 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- ・《参考》令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第6報】
(令元.10.14 内閣府(防災担当))



事 務 連 絡
令和元年 10 月 13 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課

令和元年 10 月に発生した台風 19 号により被災した要援護高齢者等への対応について

令和元年 10 月に発生した台風 19 号により被災した要援護高齢者等について、被災地
市町村においては、その状況の把握に努めていただいているところでありますが、引き続き
関係団体等と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等につ
いては、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及
び課題の把握(アセスメント)を行うなど適切な支援にご配慮いただきますようお願い申し上
げます。



事 務 連 絡
令和元年10月13日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県
栃木県、群馬県、埼玉県、東京都
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第19号に伴う災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。



事 務 連 絡
令和元年10月13日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第19号に伴う災害により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年10月13日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県
栃木県、群馬県、埼玉県、東京都
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第19号に伴う災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事務連絡
平成25年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。



事 務 連 絡
令和元年 10 月 15 日

静岡県健康福祉部御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第 19 号に伴う災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。



事 務 連 絡
令和元年10月15日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第19号に伴う災害により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県内の一部地域に加え静岡県内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年10月15日

静岡県健康福祉部御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、令和元年台風第19号に伴う災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところですが、その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。



事務連絡
令和元年10月13日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。



事務連絡
令和元年10月15日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の一部地域に加え静岡県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったもの見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。



令和元年10月14日
内閣府(防災担当)

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる
災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で13都県312市区町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	区	市	町	村	計	備考
1	岩手県	0	6	5	3	14	
2	宮城県	0	14	20	1	35	
3	福島県	0	12	26	12	50	
4	茨城県	0	20	3	0	23	
5	栃木県	0	10	4	0	14	
6	群馬県	0	11	11	4	26	
7	埼玉県	0	21	18	1	40	
8	東京都	6	15	3	1	25	
9	神奈川県	0	11	7	1	19	
10	新潟県	0	3	0	0	3	
11	山梨県	0	10	6	4	20	
12	長野県	0	15	14	12	41	
13	静岡県	0	1	1	0	2	
13都県合計		6	149	118	39	312	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】 宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>一関市 (いちのせきし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしし) 気仙郡住田町 (けせんぐんすみた ちょう) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおお つちちょう) 下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやま だまち) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわ いずみちょう) 下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたの はたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだ いむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむ ら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろの ちょう)</p> <p>【宮城県】 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし) 刈田郡蔵王町 (かったくんざおう まち) 刈田郡町七ヶ宿町 (かったくんしちか しゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおが わらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらた まち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばた まち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさ きまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもり まち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたり ちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまも とちょう)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち) 宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち) 宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちよう) 黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちよう) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちよう) 黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちよう) 加美郡加美町 (かみぐんかみまち) 遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちよう) 遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち) 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちよう) 本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちよう)</p> <p>【福島県】 福島市 (ふくしまし) 会津若松市 (あいづわかまつし) 郡山市 (こおりやまし) いわき市 (いわきし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白河市 (しらかわし) 須賀川市 (すかがわし) 相馬市 (そうまし) 二本松市 (にほんまつし) 田村市 (たむらし) 南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりま ち) 伊達郡国見町 (だてぐんくにみま ち) 伊達郡川俣町 (だてぐんかわまた まち) 安達郡大玉村 (あだちぐんおおた まむら) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみ いしまち) 岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえ いむら) 南会津郡下郷町 (みなみあいづぐん しもごうまち) 南会津郡松枝岐村 (みなみあいづぐん ひのえまたむら) 南会津郡只見町 (みなみあいづぐん ただみまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南会津郡南会津町 (みなみあいづぐん みなみあいづまち) 河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやな いづまち) 大沼郡三島町 (おおぬまぐんみし ままち) 大沼郡金山町 (おおぬまぐんかね やままち) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあい づみさとまち) 西白河郡西郷村 (にししらかわぐん にしごうむら) 西白河郡泉崎村 (にししらかわぐん いずみざきむら) 西白河郡中島村 (にししらかわぐん なかじまむら) 西白河郡矢吹町 (にししらかわぐん やぶきまち) 東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐ んたなぐらまち) 東白川郡塙町 (ひがししらかわぐ んはなわまち) 東白川郡鮫川村 (ひがししらかわぐ んさめがわむら) 石川郡石川町 (いしかわぐんいし かわまち) 石川郡玉川村 (いしかわぐんたま かわむら) 石川郡平田村 (いしかわぐんひら たむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石川郡浅川町 (いしかわぐんあさ かわまち) 石川郡古殿町 (いしかわぐんふる どのまち) 田村郡三春町 (たむらぐんみはる まち) 田村郡小野町 (たむらぐんおのま ち) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろの まち) 双葉郡楡葉町 (ふたばぐんならは まち) 双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみお かまち) 双葉郡川内村 (ふたばぐんかわう ちむら) 双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおく ままち) 双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたば まち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえ まち) 双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつら おむら) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんち まち) 相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいた てむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【茨城県】</p> <p>日立市 (ひたちし)</p> <p>土浦市 (つちうらし)</p> <p>石岡市 (いしおかし)</p> <p>結城市 (ゆうきし)</p> <p>常総市 (じょうそうし)</p> <p>常陸太田市 (ひたちおおたし)</p> <p>高萩市 (たかはぎし)</p> <p>北茨城市 (きたいばらきし)</p> <p>笠間市 (かさまし)</p> <p>つくば市 (つくばし)</p> <p>守谷市 (もりやし)</p> <p>常陸大宮市 (ひたちおおみやし)</p> <p>那珂市 (なかし)</p> <p>筑西市 (ちくせいし)</p> <p>坂東市 (ばんどうし)</p> <p>かすみがうら市 (かすみがうらし)</p> <p>桜川市 (さくらがわし)</p> <p>東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐんしろさとまち)</p> <p>久慈郡大子町 (くじぐんだいごまち)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>水戸市 (みとし)</p> <p>ひたちなか市 (ひたちなかし)</p>	<p>10月13日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている(那珂川の決壊による住家の浸水)。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>神栖市</u> <u>(かみすし)</u> <u>東茨城郡茨城町</u> <u>(ひがしいばらきぐ</u> <u>んいばらきまち)</u>	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている(那珂川の決壊による住家の浸水)。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【栃木県】 宇都宮市 (うつのみやし) 足利市 (あしかがし) 栃木市 (とちぎし) 佐野市 (さのし) 鹿沼市 (かぬまし) 日光市 (にっこうし) 大田原市 (おおたわらし) 矢板市 (やいたし) 那須塩原市 (なすしおぼらし) さくら市 (さくらし) 塩谷郡塩谷町 (しおやぐんしおや まち) 塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかね ざわまち) 那須郡那須町 (なすぐんなすまち) 那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわ まち) 【群馬県】 前橋市 (まえばしし) 高崎市 (たかさきし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
桐生市 (きりゆうし) 太田市 (おおたし) 沼田市 (ぬまたし) 館林市 (たてばやしし) 渋川市 (しぶかわし) 藤岡市 (ふじおかし) 富岡市 (とみおかし) 安中市 (あんなかし) みどり市 (みどりし) 北群馬郡吉岡町 (きたぐんまぐんよ しおかまち) 多野郡上野村 (たのぐんうえのむ ら) 多野郡神流町 (たのぐんかんなま ち) 甘楽郡下仁田町 (かんらぐんしもに たまち) 甘楽郡南牧村 (かんらぐんなんも くむら) 甘楽郡甘楽町 (かんらぐんかんら まち) 吾妻郡中之条町 (あがつまぐんなか のじょうまち) 吾妻郡長野原町 (あがつまぐんなが のはらまち) 吾妻郡嬭恋村 (あがつまぐんつま ごいむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>吾妻郡草津町 (あがつまぐんくさ つまち) 吾妻郡高山村 (あがつまぐんたか やまむら) 吾妻郡東吾妻町 (あがつまぐんひが しあがつままち) 利根郡みなかみ町 (とねぐんみなかみ まち) 邑楽郡千代田町 (おうらぐんちよだ まち) 邑楽郡邑楽町 (おうらぐんおうら まち)</p> <p>【埼玉県】 さいたま市 (さいたまし) 川越市 (かわごえし) 熊谷市 (くまがやし) 川口市 (かわぐちし) 行田市 (ぎょうだし) 秩父市 (ちちぶし) 所沢市 (ところざわし) 飯能市 (はんのうし) 本庄市 (ほんじょうし) 東松山市 (ひがしまつやまし) 狭山市 (さやまし) 深谷市 (ふかやし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
入間市 (いるまし) 朝霞市 (あさかし) 志木市 (しきし) 和光市 (わこうし) 新座市 (にいざし) 富士見市 (ふじみし) 坂戸市 (さかどし) 鶴ヶ島市 (つるがしまし) 日高市 (ひだかし) 入間郡三芳町 (いるまぐんみよし まち) 入間郡毛呂山町 (いるまぐんもろや ままち) 入間郡越生町 (いるまぐんおごせ まち) 比企郡滑川町 (ひきぐんなめがわ まち) 比企郡嵐山町 (ひきぐんらんざん まち) 比企郡小川町 (ひきぐんおがわま ち) 比企郡川島町 (ひきぐんかわじま まち) 比企郡吉見町 (ひきぐんよしみま ち) 比企郡鳩山町 (ひきぐんはとやま まち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>比企郡ときがわ町 (ひきぐんときがわ まち) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜ まち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみな のまち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんなが とろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおが のまち) 秩父郡東秩父村 (ちちぶぐんひが しちちぶむら) 児玉郡美里町 (こだまぐんみさ とまち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみ かわまち) 児玉郡上里町 (こだまぐんかみ さとまち) 大里郡寄居町 (おおさとぐんよ りいまち)</p> <p>【東京都】 墨田区 (すみだく) 世田谷区 (せたがやく) 豊島区 (としまく) 北区 (きたく) 板橋区 (いたばしく) 練馬区 (ねりまく)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
八王子市 (はちおうじし) 立川市 (たちかわし) 青梅市 (おうめし) 府中市 (ふちゅうし) 昭島市 (あきしまし) 町田市 (まちだし) 小金井市 (こがねいし) 日野市 (ひのし) 福生市 (ふっさし) 東大和市 (ひがしやまとし) 武蔵村山市 (むさしむらやまし) 多摩市 (たまし) 稲城市 (いなぎし) 羽村市 (はむらし) あきる野市 (あきるのし) 西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみず ほまち) 西多摩郡日の出町 (にしたまぐんひの でまち) 西多摩郡檜原村 (にしたまぐんひの はらむら) 西多摩郡奥多摩町 (にしたまぐんおく たまちょう)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【神奈川県】</p> <p>川崎市 (かわさきし)</p> <p>相模原市 (さがみはらし)</p> <p>平塚市 (ひらつかし)</p> <p>小田原市 (おだわらし)</p> <p>茅ヶ崎市 (ちがさきし)</p> <p>秦野市 (はだのし)</p> <p>厚木市 (あつぎし)</p> <p>伊勢原市 (いせはらし)</p> <p>海老名市 (えびなし)</p> <p>座間市 (ざまし)</p> <p>南足柄市 (みなみあしがらし)</p> <p>高座郡寒川町 (こうざぐんさむかわまち)</p> <p>足柄上郡大井町 (あしがらかみぐん おおいまち)</p> <p>足柄上郡松田町 (あしがらかみぐん まつだまち)</p> <p>足柄上郡山北町 (あしがらかみぐん やまきたまち)</p> <p>足柄下郡箱根町 (あしがらしもぐん はこねまち)</p> <p>足柄下郡湯河原町 (あしがらしもぐん ゆがわらまち)</p> <p>愛甲郡愛川町 (あいこうぐんあい かわまち)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>愛甲郡清川村 (あいこうぐんきよかわむら)</p> <p>【新潟県】 上越市 (じょうえつし) 糸魚川市 (いといがわし) 妙高市 (みょうこうし)</p> <p>【山梨県】 富士吉田市 (ふじよしだし) 都留市 (つるし) 山梨市 (やまなしし) 大月市 (おおつきし) 莪崎市 (いらさきし) 南アルプス市 (みなみあるぶすし) 北杜市 (ほくとし) 笛吹市 (ふえふきし) 上野原市 (うえのはらし) 甲州市 (こうしゅうし) 西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐんいちかわみさとちょう) 南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう) 南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみのぶちょう)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>南巨摩郡南部町 (みなみこまぐんな んぶちょう) 南巨摩郡富士川町 (みなみこまぐんふ じかわちょう) 南都留郡道志村 (みなみつるぐん どうしむら) 南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんな るさわむら) 南都留郡富士河口湖 町 (みなみつるぐんふ じかわぐちこまち) 北都留郡小菅村 (きたつるぐんこす げむら) 北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたば やまむら)</p> <p>【長野県】 長野市 (ながのし) 松本市 (まつもとし) 上田市 (うえだし) 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし) 須坂市 (すざかし) 小諸市 (こもろし) 伊那市 (いなし) 中野市 (なかのし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
飯山市 (いいやまし) 茅野市 (ちのし) 佐久市 (さくし) 千曲市 (ちくまし) 東御市 (とうみし) 安曇野市 (あづみのし) 南佐久郡小海町 (みなみさくぐんこ うみまち) 南佐久郡川上村 (みなみさくぐんか わかみむら) 南佐久郡南牧村 (みなみさくぐんみ なみまきむら) 南佐久郡南相木村 (みなみさくぐんみ なみあいきむら) 南佐久郡北相木村 (みなみさくぐんき たあいきむら) 南佐久郡佐久穂町 (みなみさくぐんさ くほまち) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかる いざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよ たまち) 北佐久郡立科町 (きたさくぐんたて しなまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
小県郡青木村 (ちいさがたぐんあ おきむら) 小県郡長和町 (ちいさがたぐんな がわまち) 諏訪郡下諏訪町 (すわぐんしもすわ まち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみま ち) 上伊那郡辰野町 (かみいなぐんたつ のまち) 上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみや たむら) 木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち) 東筑摩郡麻績村 (ひがしちくまぐん おみむら) 東筑摩郡生坂村 (ひがしちくまぐん いくさかむら) 東筑摩郡筑北村 (ひがしちくまぐん ちくほくむら) 埴科郡坂城町 (はにしなぐんさか きまち) 上高井郡小布施町 (かみたかいぐんお ぶせまち) 上高井郡高山村 (かみたかいぐんた かやまむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下高井郡山ノ内町 (しもたかいぐんや まのうちまち) 下高井郡木島平村 (しもたかいぐんき じまだいらむら) 上水内郡飯綱町 (かみみのちぐんい いづなまち) 下水内郡栄村 (しもみのちぐんさ かえむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害(世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【静岡県】 伊豆の国市 (いずのくにし) 田方郡函南町 (たがたくんかん なみちょう)	10月12日						239	241	5	災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用
					2		201	88	7	

(注1) 下線は今回適用分

(注2) 上記の被害状況の数値は次の報告に基づくものである。

(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

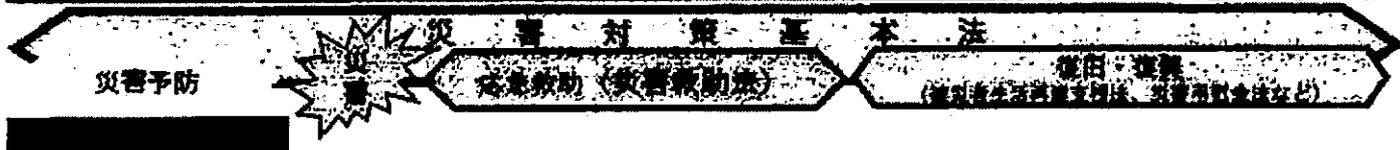
-静岡県 令和元年10月14日(月)15時現在の報告(伊豆の国市、田方郡函南町 適用時)

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付
阿部、高見
TEL 03-5253-2111(内線51365)
03-3593-2849(直通)

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。



- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失(全壊)が生じた場合(令第1条第1項第1号~第3号)
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等(令第1条第1項第4号)

救助法を適用しない場合		救助の実施主体(法第5条)	救助の費用支弁、割合限度(法第4条)
救助法を適用した場合は	救助の形態	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法7条) 被災者の生活再建(法2条の2)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体(法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可(法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	被災した費用の最大100分の50(負担は被災者負担)(法21条)

(1) 避難所の設置 (S22~)	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 (S22~)	(9) 学用品の給与 (S22~)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28~)	(6) 医療及び助産 (S22~)	(10) 埋葬 (S22~)
(3) 炊き出しその他による食品の給与 (S22~)	(7) 被災者の救出 (S28~)	(11) 死体の捜索・処理 (S34~)
(4) 飲料水の供給 (S28~)	(8) 住宅の応急修理 (S28~)	(12) 障害物の除去 (S34~)

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準(※)**に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。(※平成25年内閣府告示第228号)
- 特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準(※)**を定めることができる。(※令第3条第2項)

○平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。
○必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。
○現物給付の原則	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。
○所在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を行う。

